



各 位

平成 26 年 2 月 28 日

会 社 名 三菱自動車工業株式会社  
代表者名 取締役社長 益 子 修  
コード番号 7211 東証第 1 部  
問合せ先 常務執行役員 経営企画本部長  
黒井義博  
(T e l . 0 3 - 6 8 5 2 - 4 2 0 6 )

## 自己株式（優先株式）の取得及び消却に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 2 月 28 日開催の当社取締役会において、平成 25 年 12 月 26 日開催の当社臨時株主総会決議に基づく自己株式（優先株式）の取得及び自己株式（優先株式）の消却について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### I. 自己株式の取得

当社は、平成 25 年 11 月 6 日に公表した「三菱自動車 資本再構築プラン」に基づき、当社優先株式の全量処理を目的として、平成 25 年 12 月 26 日開催の当社臨時株主総会において、当社優先株式の取得を実施することについて決議するとともに、当社優先株式の取得にあたって会社法上必要となる分配可能額を確保することを目的として、平成 26 年 1 月 7 日及び平成 25 年 12 月 26 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の公募増資（以下「本公募増資」といいます。）及び第三者割当による新株式発行（以下「本第三者割当増資」といい、本公募増資と併せて「本増資」と総称します。）、並びに本増資によりそれぞれ増加する資本金及び資本準備金の額の減少を実施することをそれぞれ決議いたしました。そして、当社は、平成 26 年 1 月 29 日及び平成 26 年 2 月 25 日に本公募増資及び本第三者割当増資の払込みがそれぞれ完了したことに伴い、本公募増資及び本第三者割当増資によりそれぞれ増加した資本金及び資本準備金の合計額 266,750,064,000 円（資本金の額 133,375,032,000 円及び資本準備金の額 133,375,032,000 円）と同額で、それぞれ資本金及び資本準備金の額を減少させ、その全額を「その他資本剰余金」に振り替えました（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）。

かかる本増資及び本資本金等の額の減少が完了したことを受けて、当社は、本日開催の当社取締役会において、平成 25 年 12 月 26 日開催の当社臨時株主総会決議に基づき、以下の通り当社優先株式を取得すること（以下「本自己株取得」といいます。）を決議いたしました。なお、本自己株取得において取得する株式の数は、当社の全ての発行済みの優先株式の数から、当社が三菱重工業株式会社（以下「三菱重工業」といいます。）、三菱商事株式会社（以下「三菱商事」といいます。）、株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「三菱東京UFJ銀行」といいます。）及び三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「三菱UFJ信託銀行」といい、三菱重工業、三菱商事及び三菱東京UFJ銀行を併せて「株主3社」といいます。）との間で締結した平成 25 年 11 月 6 日付資本政策に関する覚書（以下「本覚書」といいます。）に基づき、株主3社が実施する本転換（下記「II. 1. 自己株式の消却を実施する理由」において定義されます。）の対象となる優先株式の数を控除したものです。

#### 1. 取得する株式の種類及び数

当社第1回G種優先株式：	97,300株
当社第2回G種優先株式：	137,264株
当社第3回G種優先株式：	10,200株

#### 2. 株式一株を取得するのと引換えに交付する金銭の額

当社第1回G種優先株式：	850,000円
当社第2回G種優先株式：	670,000円
当社第3回G種優先株式：	690,000円

#### 3. 株式を取得するのと引換えに交付する金銭の総額

当社第1回G種優先株式：	82,705,000,000円
当社第2回G種優先株式：	91,966,880,000円
当社第3回G種優先株式：	7,038,000,000円

#### 4. 株式の譲渡しの申込みの期日

平成26年3月4日

また、当社は、本覚書に基づき、本日付で、三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行との間で、それぞれ優先株式譲渡契約を締結しております。当該契約に基づき、三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行が会社法第159条第1項に定める譲渡の申込みを行う当社優先株式の数は以下の通りです。

	三菱東京UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
第1回G種優先株式	57,300株	40,000株
第2回G種優先株式	137,264株	—
第3回G種優先株式	—	10,200株

なお、本資本金等の額の減少により増加した「その他資本剰余金」の額（266,750,064,000円）と本自己株取得を行うための資金の額（合計181,709,880,000円）の差額である85,040,184,000円だけ、当社の自己資本が増加することとなります。また、本増資に係る手取概算額合計254,067,064,000円から、本自己株取得を行うための資金を控除した後に生じる残額72,357,184,000円については、平成28年3月末日までに当社の設備投資資金の一部に充当する予定であります。当該設備投資の概要及び設備投資計画の内容等の詳細につきましては、平成26年1月7日付プレスリリース「新株式発行及び株式売出し」並びに「資本金及び資本準備金の額の減少」に関するお知らせをご参照下さい。

## II. 自己株式の消却

#### 1. 自己株式の消却を実施する理由

当社は、本日開催の当社取締役会において、本自己株取得の実行を条件に、本自己株取得により取得した当社優先株式の全部を消却することを決議いたしました。

また、本覚書において、株主3社は、本第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、その直接又は間接に保有する優先株式の全部又は一部について普通株式を対価とする取得請求権を行使して、普通株式を取得すること（以下「本転換」といいます。）により、株主3社が当社の総株主の議決権の数の34%以上35%未満を直接又は間接に保有し、かつ、三菱重工業は、三菱重工業子会社分を含めて、当社の総株主の議決権の数の20%以上を保有し、当社を引き続き持分法適用関連会社とすることが合意されております。

す。当社は、本日開催の当社取締役会において、平成26年3月14日までに株主3社が本転換を行ったことを条件として、本転換の結果として当社が取得した当社優先株式についても、その全部を消却することを決議いたしました（以上の自己株式の消却を以下「本自己株式の消却」といいます。）。

本自己株式の消却をもって、当社優先株式はその全部が消却されることとなり、平成25年11月6日に公表した「三菱自動車 資本再構築プラン」の目的の1つである、当社優先株式の全量処理が達成されることとなります。

## 2. 自己株式の消却の内容

当社第1回A種優先株式：	42,200株
当社第1回G種優先株式：	130,000株
当社第2回G種優先株式：	168,393株
当社第3回G種優先株式：	10,200株
当社第4回G種優先株式：	30,000株

## Ⅲ. 自己株式（優先株式）の取得及び消却の日程（予定）

平成26年2月28日（金）	当社取締役会決議
平成26年3月4日（火）（予定）	株式の譲渡しの申込みの期日
平成26年3月5日（水）（予定）	本自己株取得の実行
平成26年3月14日（金）まで（予定）	本転換の実行
平成26年3月14日（金）（予定）	本自己株式の消却の効力発生日

### <ご参考>

本自己株式の消却の実施による発行済株式総数の推移

本第三者割当増資後の発行済株式総数	普通株式	861,063,674株
	第1回A種優先株式	42,200株
	第1回G種優先株式	130,000株
	第2回G種優先株式	168,393株
	第3回G種優先株式	10,200株
	第4回G種優先株式	30,000株
	合 計	861,444,467株
本転換による増加株式数	普通株式	122,598,245株
本自己株式の消却による増加株式数	第1回A種優先株式	△42,200株
	第1回G種優先株式	△130,000株
	第2回G種優先株式	△168,393株
	第3回G種優先株式	△10,200株
	第4回G種優先株式	△30,000株
本自己株式の消却後の発行済株式総数	普通株式	983,661,919株
	合 計	983,661,919株

以 上